

令和5年度 米子市職員採用試験【短大卒業程度】 受験案内（令和6年4月1日採用予定）

令和5年4月28日
米子市

※ 令和6年4月1日採用予定の大学卒業程度試験、短大卒業程度試験、高校卒業程度試験、社会人経験者採用試験及び特定業務職試験をそれぞれ併願して受験することはできません。（令和5年度に実施するその他の採用試験については、この限りではありません。）

【求める人物像】

米子を愛し、市民・仲間から信頼され、自ら考え行動する職員

【試験のポイント】

第1次試験は、基礎能力検査を全国のテストセンター会場で実施します。公務員試験に向けた準備をしていない民間企業志望者でも受験しやすい内容となっています。

【受付期間及び受付方法】

受付期間	令和5年4月28日（金）午前10時～5月19日（金）午後5時	
受付方法	インターネットによる申込み  ・受験申込はPC、スマートフォンからのWEB受付のみとなります。 ・期間中は24時間申込み可能です。 ・受験申込には、エントリー項目の入力が必要です。	

【試験スケジュール及び会場】

区分	試験日	試験会場
第1次試験	6月1日（木）～6月18日（日） ・上記期間のうち受験者の都合の良い日時。 ・詳しくは「8 受験申込手続き～第1次試験の流れ」をご確認ください。	受験者が選択する全国のテストセンター
第2次試験	7月上旬（予定） ・上記の期間内に2日間実施します。（予定） 詳しくは第1次試験合格者に通知します。	米子市内 詳細は第1次試験合格者に別途お知らせします。
第3次試験	8月上旬（予定） ・詳しくは第2次試験合格者に通知します。	米子市役所 詳細は第2次試験合格者に別途お知らせします。



米子市総務部職員課

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

電話 0859-23-5341

1 募集職種・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
保育士・保育教諭	1人程度	市立保育園、認定こども園または児童発達支援センターに勤務し、保育業務等に従事します。
建築	1人程度	市の機関に勤務し、建築の専門的業務に従事します。

※ 採用予定人員は、試験の結果及び今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

※ 市の機関とは、市長部局、教育委員会等各種委員会および水道局を言います。

2 受験資格

試験区分	年齢及び資格要件
保育士・保育教諭	昭和58年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で次の要件をすべて満たす人 (1) 児童福祉法に基づく保育士登録を受けている人、または令和6年3月31日までに登録を受ける見込みの人 (2) 学校教育法に基づく幼稚園教諭免許を有する人、または令和6年3月31日までに取得する見込みの人
建築	昭和58年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人（大学卒業業者又は大学卒業見込みの者を除く。）

(1) 日本国籍を有しない人で、次のいずれかに該当する人も受験できます。

- ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
- ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者
- ※ 令和6年3月31日までに永住権取得見込みの人を含みます。永住が認められなければ合格しても採用されません。
- ※ 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

(2) 次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・ 米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験方法及び内容

区分	試験科目	試験の内容	時間
第1次試験	基礎能力検査 (多肢選択式)	職務遂行上必要な一般的な知識及び知能についての試験（短大卒業程度）	60分
	性格適性検査	職場における適応性などについての検査	40分
第2次試験 【全職種共通】	面接試験	個別又は集団面接による人物についての口述試験	—
	作文試験	公務員として必要な文章による表現能力についての筆記試験	60分
	専門試験 (多肢選択式)	専門的知識、技術についての筆記試験	90分
【保育士・保育教諭のみ】	実技試験	保育の実技及び実習による保育についての実務試験	—
第3次試験	面接試験	個別又は集団面接による人物についての口述試験	—

(1) 第1次試験合格者の決定方法

第1次試験の得点の高い順に決定します。なお、第1次試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格とします。

(2) 第2次試験合格者の決定方法

第1次試験の得点にかかわらず、第2次試験で実施する試験を合計した得点の高い順に決定します。なお、それぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は合計得点にかかわらず不合格とします。

(3) 最終合格者の決定方法

第2次試験までの得点にかかわらず、第3次試験で実施する試験の得点の高い順に決定します。なお、面接試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は得点にかかわらず不合格とします。

※ 試験の結果によっては、合格者が採用予定人員に満たない場合または合格者がいない場合があります。

4 合格者の発表

区分	発表時期	発表の方法
第1次試験合格者	6月下旬	米子市職員採用申込専用サイトマイページにおいて合否をお知らせするとともに、合格者の受験番号を米子市の公式ホームページに掲載します。
第2次試験合格者	7月下旬	
最終合格者	8月中旬	

※ 最終合格者の辞退等により、採用予定人員に欠員が生じた場合に限り、第3次試験の成績上位者から繰り上げ合格を決定する場合があります。

5 試験結果の開示

開示対象者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験科目ごとの得点、合計得点、順位	合格発表の日から1か月間	総務部職員課

※ 電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおこしてください。その際、運転免許証、学生証等により受験者本人であることが確認できるものを持参してください。

6 採用及び給与

(1) 採用日

令和6年4月1日の予定

(2) 給与

令和5年4月1日現在における初任給は、短大新卒者については167,100円ですが、個人ごとの職歴等の状況に応じて調整されます。

※ この他に扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。採用時までに給与改定等があった場合は、それによります。

7 受験申込手続

インターネットによる申込み

※ 5月19日（金）午後5時の時点で受験申込を完了している必要があります。

※ いかなる理由でも、受付期間を過ぎての受験申込はできませんので、ご注意ください。

※ 申込みの際には、必ず別紙「米子市職員採用試験の申込方法について」を確認し、手続きを行ってください。

8 受験申込完了後～第1次試験の流れ

(1) 受験申込
(2) テストセンター受験依頼メールの受信 【令和5年5月25日（木）（予定）】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験申込み時に登録されたメールアドレス宛に、送信予定日の午後5時までに受験案内メールを送信します。万が一メールが届かない場合は、5月26日（金）正午までに米子市総務部職員課までお問い合わせください ・ メールの不達により受験ができなかった場合、責任は一切負いませんのでご注意ください。 ・ テストセンター会場によって受験できる日時が異なります。受験案内メールに従って受験会場と日時を予約してください。
(3) 基礎能力検査及び性格適性検査の受験 【令和5年6月1日（木）～令和5年6月18日（日）の期間】

9 その他

(1) 第2次試験以降、車イス等で来場される方は、会場等の準備の都合がありますので、受験前にその旨を申し出てください。

(2) 受験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、米子市職員採用申込専用サイトマイページでお知らせしますので、事前に確認のうえ、試験会場へお越しください。